

# 有形民俗文化財

山城の瓦製作用具

三九一点（指定）

附 製作瓦

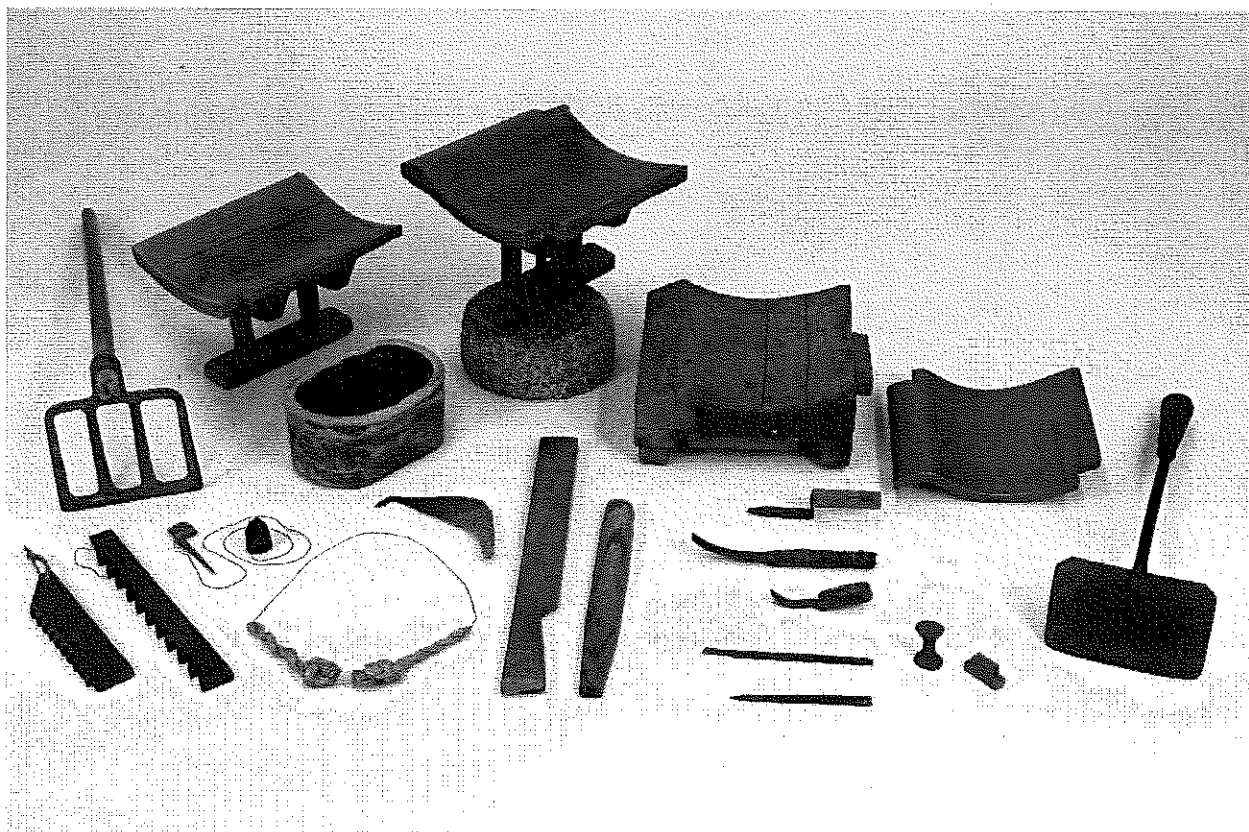
一二点

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府（京都府立山城郷土資料館保管）

日本で瓦の生産が始まったのは、飛鳥時代で、朝鮮半島から瓦工が渡来して技術が伝えられた。その後、寺院建築を中心に瓦製作が行われる中で技術的な発展を遂げるとともに、近江、淡路、播磨、讃岐など都の周辺地域で生産が行われるようになった。やがて、一枚作りの技術が考案され定着していくと、不揃いなく数多くの瓦を生産することができるようになった。さらに、江戸時代に入ると近江の瓦工西村半兵衛によって棧瓦が考案され、「江戸瓦」「簡略瓦」「ならべ瓦」といった呼称で広く民家を中心に用いられていった。現在も瓦屋根の多くがこの棧瓦を使用している。

日本の瓦葺には、「本瓦葺」と「棧瓦葺」の二種類がある。本瓦葺は、丸瓦と平瓦の組み合わせによって葺き上げるもので、寺院建築や城郭建築をはじめとする伝統的な建造物に多く用いられている。軒の反りや屋根の優美な曲線が特徴で、棟や谷部の風雨に対する対策や古瓦の再利用など高度な技能と判断が求められる。一方、棧瓦葺は、棧瓦のみによって葺き上げるもので、江戸時代以降民家の屋根に多く用いられている。本瓦葺に比べて建物の構造にかかる屋根重量が大きく軽減されることが特徴で、広く建物の瓦屋根普及に寄与した。

京都における瓦の製作は、飛鳥時代に遡る。その後、平安京造営にもなって周辺に開窯した瓦窯で生産が行われた。十世紀後半になると、寺院などの修理や再建が増加して大量の瓦が必要となったが、平安京周辺の瓦



瓦製作用具（全体）

製作工房では増大した需要に対応することができず、地方産の瓦を大量に搬入して利用した。南北朝期に入ると、足利將軍家による寺院造営にともない瓦工組織が形成されて生産していたと考えられるが、応仁の乱による混乱で瓦工たちが散在するなど京都は瓦の産地として発展することはなかった。

桃山時代に入ると、豊臣秀吉の入洛前後から大仏瓦町（現在の東山区）と深草瓦町（現在の伏見区）を中心に瓦が生産されるようになった。そのきっかけは、方広寺の造営や伏見城の築城で、大規模建設事業の増加により播磨や河内など各地から瓦職人が集められ、良質の粘土が採取できる大仏や深草に開窯したことが始まりであったといわれる。その後、江戸時代を通じて瓦製作技術が発展し、棧瓦の発明と瓦屋根の普及にともない技術が周辺各地に伝播し、各地の需要状況にあわせてそれぞれ展開していった。京都南部の近世在郷瓦師としては、宇治乙方町の山田源左衛門、藤田市兵衛、相楽郡椿井村の井上太郎兵衛、相楽郡祝園村の清兵衛、相楽郡鹿背山村の三上源右衛門などが知られている。中でも宇治の山田源左衛門が最も早く寛文期（一六六一〜一六七二）に開窯すると、元禄期（一六八八〜一七〇四）に祝園村の清兵衛、鹿背山村の三上源右衛門らが続いた。宇治の山田氏は、代々源左衛門を名のり、平等院鳳凰堂や醍醐寺の修理をはじめ、宇治・八幡・大山崎・北河内方面など広範囲にわたる寺院造営や修理の瓦を手がけていた。また、源左衛門の工房では社寺用の本瓦を生産する一方で、大量の棧瓦を生産していたという。その背景には、防火対策のため町家を中心とする建物への瓦葺導入に伴う棧瓦の需要があったと考えられる。一方、鹿背山村の三上氏は、代々源右衛門を名のり、浄瑠璃寺、西念寺など寺院の瓦を多く手がけ、その範囲は相楽郡全域に及んでいる。のちに「瓦源」の屋号を用いる南山城地域を代表する瓦師として瓦の生産を行った。その後、幕末を迎えると、社会情勢の混乱にともない多くの生産

者が廃業に追い込まれ、明治以降も瓦の生産を続けたのは大仏・深草瓦師で数軒、京都南部では三上氏とその流れを継ぐ者だけとなっていた。その三上氏も、明治初期には道具などを他に譲って廃業した。

明治時代以降、瓦屋根の普及にともなうて瓦の生産業者も増え、多いときには相楽郡内で一二〜一三軒もあったという。ただ、いずれも小規模経営で、機械化も遅れ、昭和三〇年代に大量生産される淡路瓦が入ってくる

と屋根葺業などに転職していった。それでも鹿背山は、瓦製作の技術が伝承され、昭和末期まで生産が続けられていた。

次に、瓦の製作工程であるが、現在そのほとんどが機械化され、産地では大量生産されているが、かつては瓦一枚一枚が手作りで製作されていた。それには、①ツチオコシ（土起こし）からはじまり、②ミスアワセ（水合わせ）、③ツチフミ（土踏み）、④タタラモリ（タタラ盛り）、⑤タタラトリ（タタラ取り）、⑥アラジガタメ（荒地固め）、⑦ジガラキリ（地瓦切り）、⑧ミガキ（磨き）、⑨カンソウ（乾燥）、⑩カマツミ（窯詰み）、⑪カマタキ（窯焚き）、⑫カマダシ（窯出し）の工程があった。大正期の頃まで行われていた手作りの瓦製作工程の概略は以下のとおりである。

採取して一年ほど風化させた粘土をフロに入れ、水を加えて良く練り、長さが二〜三メートルで、幅は瓦の長さに粘土を盛ったタタラと称する壁を作る。その後、瓦の厚さにあわせて薄く引き、アラジ（荒地）という瓦状の粘土板にする。アラジを一〜二日ほど乾燥させた後、瓦の寸法と同じ整形台に載せて、回転させながらカマを使って余分な土を切り落とし、整形にする。同時に、タタキイタで叩き締める。適度に乾燥すると、タタキイタで再度叩き、ヘラやコテで磨いた後、瓦の裏にはヒガキで波紋を付ける。これは、屋根に葺く際に瓦と土が密着してズレ落ちないためである。その後、さらに乾燥させる。よく乾燥させた瓦をダルマ窯の中に火の回りが良いようにならば、一昼夜ほどかけて焼き上げる。その後燻し焼きして

から、完全密閉状態で冷却する工程を経て窯から取り出す。

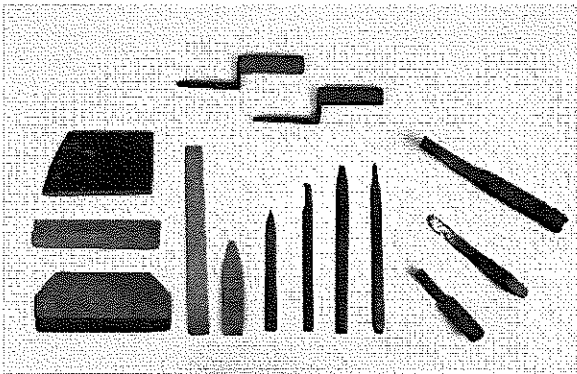
現在は、土を練って瓦状の粘土板を作る作業に真空土練機やプレス、焼成にガス窯などを使用して生産しており、人の手による作業工程は少なくなった。また、瓦の産地である三河や淡路方面から仕入れることが容易になり、瓦製作そのものが鬼瓦など特殊な役物を除けば行われなくなりつつあるのが現状である。

本資料群は、山城郷土資料館が開館当初から今日まで木津川市や京都市の瓦製作業者の理解と協力を得て、明治時代から昭和末期まで使用された瓦製作の用具を中心に、総合的に網羅的に収集整理したものである。木津川市鹿背山の浦田家から製作用具一九一点、製作瓦一二点、同山城町上狛の中津川家から製作用具一四六六点、京都市伏見区の浅田家から製作用具五四点、計製作用具三九一点、附製作瓦一二点である。戦後、機械化と京都以外の地域で大量生産された影響により、京都の瓦製作が急速に変容消滅していく現状にあつて、失われつつある山城地域における瓦製作工程を具体的かつ網羅的に知ることができなくことのできない貴重な資料群である。

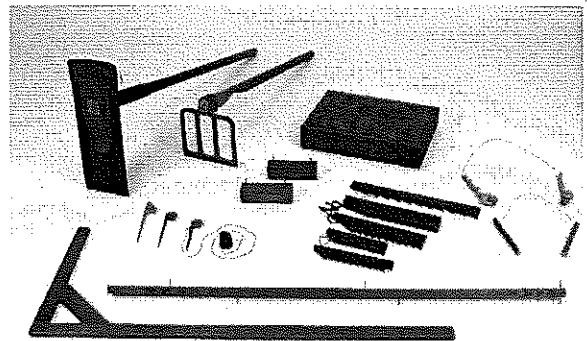
(向田明弘)

### 参考文献

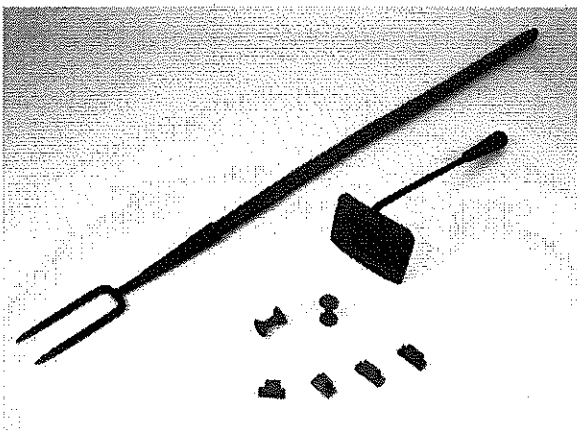
- ・森郁夫『ものと人間の文化史二〇〇 瓦』(法政大学出版局、二〇〇一年)
- ・印南敏秀『京文化と生活技術―食・職・農と博物館―』(慶友社、二〇〇七年)
- ・井上新太郎・太田博太郎『本瓦葺の技術(復刻版)』(彰国社、二〇〇九年)
- ・寺本光男『深草瓦師資料』(株式会社寺本甚兵衛製瓦、二〇一〇年)



磨き関係用具



土採取及びタタラ盛り関係用具



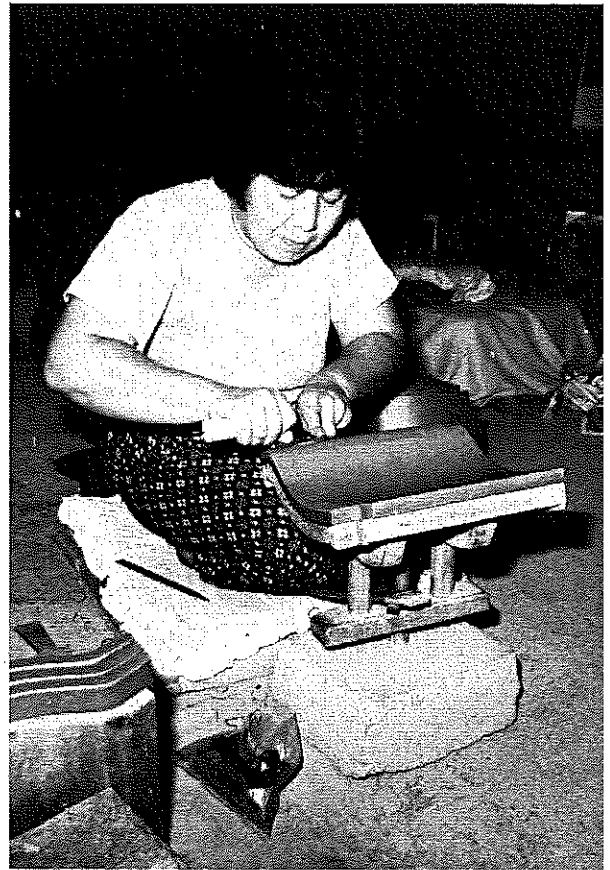
焼成関係用具



整形関係用具



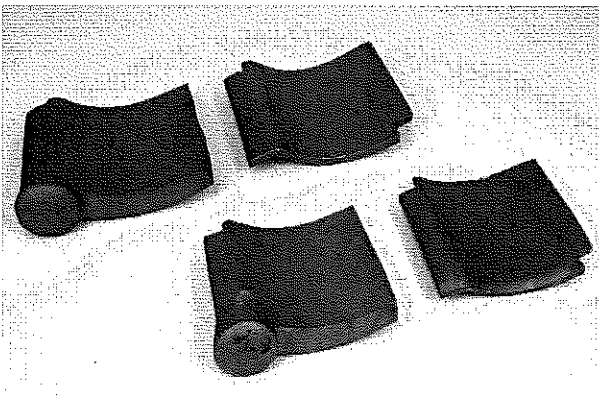
叩き板で棧瓦の荒地あらじを叩き締めているところ  
 (写真：京都府立山城郷土資料館提供)



コテで棧瓦しらじの素地を磨いているところ  
 (写真：京都府立山城郷土資料館提供)



焼成のようす 浅田製瓦工場  
 (写真：中村隆氏提供)



製作瓦



焼成のようす 浦田製瓦店  
 (写真：京都府立山城郷土資料館提供)

その1(指定、決定、選定、認定)  
 京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧  
 (平成26年4月1日)

種別	有形文化財														無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財				記念物			合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合計
	建築物		絵彫		美術工芸		古書		考古		歴史		小計				風俗	民俗	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計					
	件数	棟数(基)	画	刻	品	籍典	書文	料古	料資	料史	計	計	計	計														
57	△29	△616	2	4	7	△11	△11					△215	(認定1)	1	△11	△13	△24	6	3	2	11	△640	15			△655		
58	△29	△322	6	4	4		△12		1			△117			2	4	6	2	3	1	6	△338	9			△347		
59	△17	△318	△13	3	2			1	1			△210		1	1	△16	△17	2	△13	1	△16	△531	11			△542		
60	△27	△411	3	3	2		△12		1			△111					2	1	2		5	△323	4			△327		
61	△110	△1539			1		1	1				3					△12	1	△12		△25	△318	5			△323		
62	3	8	3	3			△14		2			△112						1	1	1	3	△118	4			△122		
63	△13	△611	3	3	1			3	1			11							1	1	2	△116	1	(認定2)	1	△118		
元	4	9	2	1			△12		1	1		△17	(認定1)	△12	△11				1	1	2	△316	1			△317		
2	1	1	1	△11	4			5	1			△112			3		3		1	1	2	△118	2	(認定2)	△22	△322		
3	6	△112	3	2	4	2	1					12	(認定4)	△34								△322		(認定1)	△11	△423		
4	△14	△416	1	1				1				3					1		1		2	△19	1			△110		
5	5	13	1	1	1	1		1				5								1	1	11	1			12		
6	2	9	2	2	1		3		1			9	(認定2)	△12			△11				△11	△214	1			△215		
7	2	6		2	2		2	1	2			9	(認定2)	△11								△112	1			△113		
8	3	6	2	△12	1		2		2			△19										△112	2	(認定2)	△12	△216		
9	3	9	1	1	1	1	2	1	1			8	(認定2)	1			1				1	13	1			14		
10	3	14	2	1	1		1	1	2			8									1	12	1			13		
11	2	17	2	2		1		1				6							1		1	9	1			10		
12	△13	△112	2	△11	1		2	1	△11			△28					1				1	△312	1	(認定1)	△11	△414		
13	5	20	2	1	1	1	1	1	1			7					1				1	13	1			14		
14	4	11	1	△11	△11	1	1	1	1	1		△27					1				1	△212	1			△213		
15	3	10	1	1	△12	△12		2				△28								1	1	△212	1			△213		
16	3	8	1	1	1	2	2	1				8	(認定1)	1							1	13	1			14		
17	3	3	2	1	1		1	1				6	(認定2)	1			1				1	11	1			12		
18	2	11	△13	1	2	1		1				△18							1		1	△111				△111		
19	2	4	2	1		2						5			1		1					8	1		3	12		
20	1	4	1	1	△11		1	1				△15	(認定3)	△13			1				1	△210			2	△212		
21	2	10	2	1				1	1			5										7			2	9		
22	2	2	2	1	1		1					5	(認定4)	2			1				1	10			1	11		
23	1	9	1	1			1					3										4			1	5		
24	4	6	1	1	1			1				4	(認定1)	1								9				9		
25	2	4	2	1			3					6			1							9				9		
計	△1120	△43351	△260	△451	△343	△216	△545	△123	△114	△1252		△18252	(認定2)	△719	△13	△18	△213	△321	△224	△118	△116	△458	△44473	68	(認定6)	△57	△49557	

(注) (1)建築物の棟(基)数は、件数に含めない。  
 (2)△印は、重要文化財等に指定又は文化財の損失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
 (3)▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の損失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
 (4)無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数( )は、件数に含めない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成26年4月1日)

種別	年度	有形文化財										無形民俗文化財	記念物				合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合計			
		建造物		美術工芸品		古書		古資料		小計			風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡						名勝	天然記念物	小計
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	古資料	歴史資料	小計													
57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1			▲2 12			6	6				▲4 43			▲4 43			
58	7	11		2	1					3			4	4			▲1 5	▲1 5	▲1 19			▲1 19		
59	▲1 11	▲1 15		2						2			5	5			1	1	▲1 19			▲1 19		
60	5	11		2						2		1	1	5	6			14			14			
61	6	9	1	1	2		2	1	1	8		6	3	9				23			23			
62	4	10			2		2			4		2	5	1	6			16			16			
63	1	5										4	1	5				6			6			
元	2	8		1						1		4	2	3	5			12			12			
2	2	2	2							2		1	3	3				8			8			
3	1	1											2	2				3			3			
4	▲1 4	▲1 5						3		3			2	2				▲1 9			▲1 9			
5	1	1											2	2				3			3			
6	2	3											1	1				3			3			
7	2	3										1		1				3			3			
8	1	1										1	1	2				3			3			
9	1	4										1	2	3				4			4			
10	1	2									2		1	1				4			4			
11	1	1				1				1		2	1	1				5			5			
12	1	1											1	1				2			2			
13	1	1										1		1				2			2			
14	1	1											1	1				2			2			
15	1	1										1		1				2			2			
16	1	1																1			1			
17	2	3																2			2			
18												1		1				1			1			
19	1	1																1			1			
20	1	1																1			1			
21													1	1		1		2			2			
22																								
23	1	3								1						1	1	3			3			
24	1	2																1			1			
25	2	4		1						1								3			3			
計	▲4 90	▲9 155	8	▲2 11	9	1	8	1	1	2	▲2 40							▲7 220			▲7 220			
合計	△11 ▲4 210	△43 ▲9 506	△2 68	△4 ▲2 62	△3 52	△2 17	△5 53	△1 24	△1 16	△1 282	(認定22) △7 19	△1 15	△1 32	△2 59	△3 91	△2 24	△1 19	△1 23	△4 ▲1 ▲1 66	△44 ▲7 ▲7 693	(認定68) △5 68	(認定9) ▲7 ▲7 777		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。  
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数( )は、件数に含めない。

京都の文化財 (第三十二集)

平成二十六年十一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課